

大分県議会議員ハラスメントの防止に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県議会議員のハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ハラスメント」とは、必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は相手方の職務等の環境を害することとなるようなものをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、原則として議員間又は議員と職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の大分県職員をいう。第6条第1項において同じ。)との間において生じたハラスメントについて適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。

2 議長は、議員に対し、ハラスメントに関する研修を実施するものとする。

(議員の責務)

第5条 議員は、ハラスメントをしてはならない。

2 議員は、相互の人権を尊重し、ハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。

(相談及び苦情の申出)

第6条 ハラスメントを受け、又は目撃した議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談及び苦情を書面又は口頭により申し出ることができる。

2 ハラスメントを未然に防止する観点から、ハラスメントの発生のおそれがある場合も同様とする。

(相談及び苦情の対応)

第7条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対処するため、関係者に対して事実関係を確認し、確認に基づいて対応するものとする。

(相談及び苦情の体制)

第8条 副議長は議長を補佐する。

2 議会事務局職員（局長・次長・総務課長・総務企画監の職にある者。以下同じ。）は、議長に対する相談及び苦情申し出の窓口の役割を果たすとともに、議長及び副議長の指示に従い、事実関係の確認及び確認に基づく対応に関する事務を遂行するものとする。

(秘密の保持)

第9条 議員及び議会事務局職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーを保護し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

この要綱は、令和7年4月 1日から施行する。